



近世農村に於ける入会山の問題：
近世農村に於ける入会山争論に関する資料の紹介を
主眼として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石沢, 澈 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00000296

近世農村に於ける入会山の問題

—近世農村に於ける入会山争論に関する資料の紹介を主眼として—

石 沢 澈

北海道学芸大学旭川分校史学研究室

Toru ISHIZAWA, : Controversial Issues and Problems about the Rights of Common Forestry in the Early Modern Period of Japan.

序 近江国甲賀郡舊市原村、塩野村、山上村、杣中村 四ヶ村山の所在地と領域について

こゝでいう四ヶ村山とは、現在の甲賀郡甲南町大字塩野の字奥山の地で、反別一四八町八反三畝二三歩の山林である。かつて旧四ヶ村(塩野・市原・山上・杣中村で現在は各村とも甲南町の大字となつている)の共有林であつた入会山である。(甲賀郡志七七頁)慶長年間より各村は山手(山年貢)を納め、この共有林の樹木・芝木を伐採してきていた。この入会山は、村として所有する財産で、村が主体となつて財産所有し、且つ、使用した村落経済の一面を示す顕著な現象の一つである。入会山が近世農村社会にとつて重要な論争のもととなつた重要性は、単に燃料としての柴薪を伐採するためというような事よりも、「山のめかり」といわれる刈敷の肥料とするため、即ち、秣や肥草たる肥料用の採草のためであつたと考えられる。肥料とするための肥草採取が目的であつたから、木材となる樹木や薪となるようなある程度大きなものである事を要せず、山林の下草が必要であつた。肥料としての肥草の採草場が問題であつた。或は、肥料として効果のある木の芽の如きものが必要であつた。都に遠い所で、雑菜・雑穀の下直なるものに金肥を入れる事は、造作まけして利潤がないので、金肥を使用せずして、肥草をもつてせんとした。また、近世農村にあつては、新田開発の普及によつて、金肥や人馬の肥料にのみ頼り得なくなり、山野の草木葉の利用を主とするようになり、山林の下草をもつて肥料としたために、もしこれを獲得せざれば、年貢上納を割当られている新田地を含めた田地の肥料が確保出来ず、従つて、農村にとつては、重大事に属する事であつた。それ故に、今日の我々には想像も及ばぬ程に、山林の下草の採取権争は深刻なものであつた。(古島敏雄・日本農業技術発達史、同著・近世日本農業の構造上巻参照)

今、近世農村の入会山争論に関する資料の紹介を主眼として、年次別に山論を敘述してゆく間に、入会山の問題の性格を明かにしてゆきたいと思う。因みに、こゝで資料としたものは、近江国甲賀郡甲南町大字市原村(旧市原村)の区有文書である。比較的多量の関係文書が残されているが、それはこの村では、昔よりこれら記録文書を保存することが村庄屋の重要な任務であつたからであり、今日でも、年頭には区長(旧市原村庄屋をつぐものとして)を選与して、これらの資料をわからずながらも保管する責務を負わせているのである。そのために、今日でも、多量に資料が保存されてきたのである。

一 天文・慶長年間の牛飼村と四ヶ村との山林境界に関する争論

(註 牛飼村は、貴生川町大字牛飼村。四ヶ村とは、市原・中・山上・塩野村)

資料一 (貴生川町大字牛飼所蔵文書)

論之儀に両共之目安致相見無最負偏頗判仕申候。

一、ほりこしより信楽へながれ候川をかぎり井テ山まで西北は牛飼より可為知行事。

一、つめた谷之儀者如前々四ヶ村より可為立合事。

一、山手として、れうそく五百文毎年十月中に四ヶ村へ可被出候事。就中つめた谷山入之事は、来八月一日より可取立候。四ヶ村へ此由を申候事。

右条々無最負偏頗靈社之起請文を以判仕候上者此分にて御落居候て弓矢之御難有間敷候。若偽り申者此靈社起文請御罰各々可罷蒙者也。仍而判状如件。

天文二年癸巳七月二十六日

伴	泉 (花押)	伴	家多 (花押)
	佐治次右衛門 (花押)		多喜岩野 (花押)
	山中山城 (花押)		伴宇佐美 (花押)
伴	津田 (花押)		

牛飼村 参

この資料によれば、牛飼村と四ヶ村山との間に山境について論争となり、堀越から信楽へ流るゝ川を限つて、井テ山まで西北を牛飼の知行とする。つめた谷は、前々の如く、四ヶ村の立合山とする。而して、山年貢として、牛飼より五百文を毎年十月中に、四ヶ村へ差出すべく、つめた谷の山入の事は、八月一日よりとする、と。一般には田植前に入会の日とするのであるが、こゝでは、夏の田の草採りの休閑の日より始めている。又、この判決を与えているのは、奉行所ではない。当時戦乱の世で未だ徳川政権は樹立されず、従つて、郡内の諸事は、在地の武士団、即ち山中一党、伴一党、美濃部一党の三同名の協議によつて決せられたのであつた。この資料には、伴氏、山中氏及びその一族の名が出ているが、彼ら在地武士団の領袖によつて判決がなされ、これに背くときは、彼らによつて弓矢をもつて処罰を受けねばならなかつた。当時、山論から村と村が弓矢を持出して争つたことは、「御落居候て弓矢之御難有間敷候」と云う文句にもみられるが、井水(用水)争論でも、慶長頃までは、弓・鉄砲を持出し、村と村が争つた世であるから、かゝる事のあつた事が想像される。

資料二 (資料断簡)

啓白天罰其社上卷起請文前書之事

乍恐申上候条々

今度上様より銀銭御いさせ被成候付而、□□□□者共四ヶ村山にて炭を御やかせ候処ニ牛飼之者罷出御炭かまを打破剥背御法度 信楽之者共ヲ戮ニ双傷仕候儀悪逆之働候 其子細者御炭かま之所ハ四ヶ村山之儀候間□□□可仕儀候は我等共罷出改めて可仕儀と四ヶ村へハ一往之届出も不仕百姓之身として、不恐公儀を恣之働重科可然之御事ニ候間被仰付候而可被下候事

塩野村山上村中村市原村此四ヶ村一識之山を去天文之初牛飼衆理不尽ニ可押領申懸付而既ニ弓矢ニ取結二三ヶ年取あひ申処ニ 当部之御衆伊家多殿多喜岩野殿伴宇佐美殿同津田殿同和泉殿佐治源右衛門殿山中山城殿此七人はなしに御出候て 天文二年之御異見ニ牛飼村より山手五百文取候て四ヶ村山之内一ノ谷一ヶ所へ牛飼……(断)

この資料の前文の意味は不明な所があるが、信楽のものが四ヶ村山で炭かまを焼いていた所

へ、牛飼のものがやつてきて信楽のものに刃傷した。それは百姓の身分としてあるまじき乱暴であると訴え、且、後文では、先の資料に出ている天文二年の牛飼の四ヶ村山押領事件に言及し、在地武士団の仲裁と判決で処理された事を述べている。これによれば、その事件で牛飼村と四ヶ村とが矢の沙汰になり二三ヶ年討あいをやり、やつと在地武士団七名の代表者によりて異見状が下された弓事が明らかである。凡らく、慶長頃のものであろう。

資料三 (慶長八年七月九日付の断簡)

(断簡)

右此旨私曲偽不申上候 若私曲仍而申上者此畏社上卷起請文ノ御罰ヲ□□ニ可罷蒙者也、以其社ニ上卷起請文前書如件

慶長八年癸卯七月九日

甲賀郡ノ内 塩野村庄屋
太 郎 左 衛 門
同 山上村庄屋
猪 左 衛 門
同 中 村 庄 屋
德 左 衛 門
同 市原村庄屋
馬 ノ 介

進上 林伝左衛門殿

この断簡資料は、先の資料ニつゞくものであろう。起請文であり、検地などに当地方にきた事のある、又、検地帳に認印している奉行所の役人 林伝左衛門に提出している。差出人は、四ヶ村山の関係村の庄屋の連名である。

資料四 (貴生川町大字牛飼所蔵文書)

双方一書令ニ披見ニ異見申候事、

一、天文二癸巳年七月二十六日之判状有之上者、山之立目如ニ判状ニ可被立候、

一、つめた谷江五百文之出之儀是又如ニ判状ニ可被成候事、

一、山入之事者来る十月二十日より可被立候 四ヶ村へも此由申候事、

右条々鼻負無ニ偏頗ニ靈社以起請文ニ判仕申上者 此分にて御落居尤に候。若偽申候者此靈社起請文御罰各可ニ罷蒙者也。仍判状如件。

慶長十六辛亥年十月一日

黒川八左衛門盛蔵 (花押)

土山 勝兵衛盛朗 (花押)

和田伝左衛門惟長 (花押)

牛飼村名主百姓中 参

この資料によれば、先に天文貳年に判決の云い渡があつたのに、牛飼村はそれを履行しなかつたとみえ、改めて天文二年の判状の如く履行すべき事を申渡している。つめた谷への山入の年貢五百文も、判状の如く納めよと云う。この判決者は、各々、郡内の有力な武士団の主だちたるもので、黒川氏は黒川村の土豪であり、土山氏は土山村の土豪、和田氏は和田村の土豪である。彼らの所領は、この地よりかけ離れていて、直接関係がないので、仲裁人として中に入つたものであろう。慶長十六年には、未だ徳川幕府の奉行所に訴訟するが如き事なく、郡内有力武士団の合議で事を決している様子がうかがわれる。

近世農村に於ける入会山の問題

因みに、牛飼村と云うのは、現在は、杣川の造る沖積地に存在する農村であるが、室町時代には未だ川原であつて、古来より主に牛を飼つていた土地とされ、人家もなかつたが、杣中村より入地して、室町時代末に、村をなすに至つたようである。故に、彼らには、山林はなく、薪炭等に困窮せしもの如くで、そのために、四ヶ村山の一部を彼らの知行とし、その代りに、山年貢を四ヶ村に毎年五百文納めしめる事として落居せしめたものであろう。山入は、十月二十日よりとするのは、稲刈入れの終了後としたものであろう。

資料五 (慶長二年近江国甲賀郡宇治川原村惣中手火置目、(宇治川原村共有文書、但し現在はみられず。)

一、下川原之手火取申付尚相究申候事手火取申人にほうび之儀者二十石と出し米と可遣之候 若もかりの内へはいり候共手火不被取に出申候はゞ十石可遣之候 又しよやうちやへ入候てもかりの内へはいらず候はゞ手前の下川原之出し米とかたひらと可遣之候 又は加様の事雖在之手火取申人を惣異見にて宇治河原之りうんに成候て出し可申候事 仍状如件

慶長十二年六月十日

宇治河原村惣

この資料は、すでに一般に紹介されている有名な資料で、こゝには直接関係はないが、先の資料と殆んど同じ頃に、近村との境界争論の解決の時に、神前火誓の代表者を決定するための褒賞条件を定めているのである。鉄火裁判とも称されている。領主の裁判権が確立されるまでの争訟解決策としての、神判の原始方法である。村の手火取代表者とされたものが、しよやうちや(精進屋)へ入り、もかりの内に入つて手火をとつたものには二十石と出し米を与える。若し、もかりの内へ入つても手火をとらなかつた場合には十石を与え、精進屋へ入つても、もかりの内へ入らなかつた者は、下川原の出し米とかたひらとを与える。宇治河原の理運にかゝるので、手火取人の出るようにしようとする宇治河原村中の決定である。宇治河原村の村境の争訟は、野洲川を距てた対岸の酒人村との間に、二・三百年にわたつて争われている。筆者の調査研究する所では、宇治川原村は、杣川と野洲川の交叉する三角洲に土砂の推積して出来た村であつて、野洲川は洪水の度毎に、宇治川原村の対岸の酒人村の領地を侵蝕し、反対に、宇治川原村の川岸は推積されて拡大されて行つてゐる。酒人村が、野洲川の対岸の、即ち、宇治河原村の川岸の雑木林を、彼らの領分であると主張するのは、理由のある事で、全く野洲川のなせるいたづらであると考えさせられる。この資料は、同地方の境界争に関する関係資料として紹介したのである。

二 寛永年間の争論

資料六 寛永十四年八月三日、「乍恐致言上候」

一、甲賀郡之内、四ヶ村山と申ハ、市原村中村(註 杣中村)山上村塩野村右四ヶ村として、往古より立合之山にて御座候、然所ニ此山のうちひだり谷と申所へ去六月六日にいつものことく市原村之者共参り柴をかり申候処ニ塩野村之者共 罷出此方の牛之鞍を取申候。此方の者共まいり候て、当座に鞍を取返し罷歸り申候処ニ又同六月十二日ニ右之山へ此方の者参り柴をかり申候処ニ又塩野村之者共大勢相催し罷出此方の牛之鞍理不尽ニミふりはぎ取申候 か様之新儀無駄を仕候事いわれざる儀候 早々鞍を返し候へと塩野村へ度々申届候へ共、返し不申候。此山内之儀ハ、往古より四ヶ村立合之山ニ紛無御座候処ニ只今ニ至テ塩野村より新儀をたくみ、いたづらを仕候段 御不審に被思召候ハ、山上村中村両郷へ御尋被成可被下候 猶以四ヶ村立合之山ニ紛無御座通至精ニ可被申上候 右之条々御被上前々のことく被仰付被下候ハ恭可奉存候 己上、

寛永拾四年丑八月三日

江州市原村

百 姓 中

御 奉 行 様

資料七 年次不明。ほぼ前文書と同じ内容なれば、先の文書の下書の案文であろうか。

「乍恐致言上御事」

右子細之儀者 甲賀郡内四ヶ村山と申ハ、市原中村山上塩野山ノ神ヲまつり、たきそわ拓おくへハ往古より立合ノ山にて御座候 此山之内ひだり谷申所へ去六月六日ニいつものことく市原之若者共参り柴ヲかり申候 然処ニ塩野村之者とも罷出此方之牛ノ鞍ヲ取申候 此方之者共申様ニ沙汰限仕候とて当座ニ鞍ヲ取返し罷歸り申候内六月十二日ニ右之山へ参 柴ヲかり候処ニ又塩野村之者共 大勢相催し罷出此方之牛ノ鞍理不尽ニミふちはき取申候 かやう之新儀無駄ヲ仕候間鞍早々返し候へと塩野村へ度々申届候へ共 かへし不申此山内之儀者 従往古四ヶ村立合之山ニ紛無御座候処ニ只今ニ至テ塩野村より新儀無駄をたくらみいたつらを仕候 此段御不審ニ被思召候ハ、山上中村両郷へ御尋被成可被下候 猶以四ヶ村立合之山ニ紛無御座 返在様ニ可被申上候 右之条々速ニ被聞召上前々のことく被仰付被下候ハ、可恭御事、

寛 永

江州甲賀之内

市 原 村 百 姓 中

進 上

資料八 寛永拾五年五月十六日

「乍恐言上仕候」

一、江州甲賀郡之内市原村塩野村と山之出入ニ付而丑ノ年(註 十四年)八月二十八日ニ御前ニ而対決仕候処 御検使を御立被成候其上ニ而可被仰附之旨 御意被成候へとも 村にて御検使をも不被下候故 右之埒明不申候何共迷惑仕候 其上彼方へ取置申候牛ノ鞍をも返し不申候 あわれ御検使を被下前々のことく被仰付候て被下候はありかたく恭可奉存候 以上

寛永拾五年己五月十六日

市 原 村 百 姓 中

進上 御奉行様

寛永十四年八月三日付の資料六をみると、甲賀郡の内、四ヶ村山と云うのは、市原村、中村、山上村、塩野村の四ヶ村の、昔からの立合山であるが、この山の内、ひだり谷という処へ、六月六日に、いつものように市原の者が柴を刈りに入つた処が、塩野村の者が来り、此方の牛の鞍をとつた。此方の者が参り、とつさに鞍をとり返してかえつたが、同六月十二日に、同じ山に此方の者が参り柴を刈つていた処、又、塩野村の者が大勢やつてきて、此方の牛の鞍を不都合にも剥ぎとつたので、鞍を返せと塩野村へ度々申し届けたが返してくれない。此の山の内は、昔から四ヶ村の立合の山であるのに、只今に至り塩野村が新儀をたくらみ、いたづらして困る。四ヶ村立合山であることは間違いないので、山上・中村両村へ御尋ね下さればわかると、市原村百姓中より奉行所へ差出した訴状である。

資料七は年次不明であるが、資料六とほぼ同じ内容であるから、先の文書の下書の案文でもあろうか。

寛永十五年五月十六日付の訴訟文書は、先の市原村と塩野村との山の論争に関するものであるが、それには、十四年八月二十八日に御前に於て対決した処が、御検使を御立てになられ、その上

で仰付けられると申されたのに、御検使のことも未だないので、埒明かず迷惑している。その上、塩野のものがとつていつた牛の鞍は返してくれず、困っているので、御検使をなされて、前々のように仰付け下されるようにと、市原村百姓中より奉行所へ言上している。十四年八月二十八日に、奉行所は兩村の対決で、検使をたてゝ判決すると云い乍ら、尚、検使を差遣されないで、十五年の再訴訟となつたようである。かく延引した問題が、その後、何時解決したかは、その後の文書が残されていないので、不明である。

三 慶安年間の山論

資料九 慶安五年辰八月六日付 判定状。

一、江州甲賀郡中村と山上村と山境論之儀 慶安三寅年小出伊勢守・水野石見守・五味備前守致見分 近江百姓申分遂穿鑿之處、山上村地頭衆 銘々仕立置之林在之 上者中村より入相ニ木草刈來候と申所不明候間信樂道よりそふく迄ハ道を限りそふくより南に筋を引 川切に印判を押候所より南西之分山上村可為支配候。田畑之儀ハ在來之通相違在間敷候。為其如此繪図加重判今日於評定所双方へ渡置候。已上、

慶安五年辰八月六日

小 伊 勢 守 印
 村 治 左 エ 門 印
 曾 源 左 エ 門 印
 伊 蔵 人 印
 石 持 覚 印
 神 備 前 印
 松 村 雲 守 印
 前 右 京 太 夫 印

この資料は、甲賀郡中村と山上村との山境についての論争に、評定所から両者に与えられた判定状である。即ち、慶安三年に小出伊勢守・水野石見守・五味備前守が見分して、近江の百姓の申分についてせんさくをとげた処が、山上村地頭たちが銘々仕立置いた林があり、上の方は、中村の方から入合で木草を刈ってきていたと申している場所は、不明なので、信樂道からそふくまでは道を限りに境とし、そふくから南に筋をひき、川切に印判を押した所から南西の分は、山上村の支配とする。田畑のことは在來の通とするので、違背があつてはならぬ。その為、かくの如く繪図に重判を加え、今日評定所に於て、双方へ渡すのである、と。山上村地頭衆が仕立ておいた山林について、中村の方から入相で木草を刈り取る習であつたのが、その境界線が不明なために争となつたもので、この判定状は、山や川或は寺社・人家などを繪図で示した彩色の繪図に、丸印を線で結んで境界を示したものである。小伊勢守以下八名の連印である。因みに、山上村地頭衆とあるは、山上村は一小村であるが五名の領主によつて、江戸時代の初期より、明治維新に至るまで、五名の領主に世襲されたのである。各領主は、各々庄屋・年寄を別々に置いて支配していたのであるが、山上村は、その村の鎮守社を中心にして、複雑な支配の中に、一村としての団結がとゞけられた。室町時代には、山上氏が支配していた村であるが、徳川氏の政權が確立して五領主に分割支配せられる事になつた。尚、牛飼村の如きは六領主によつて近世初期より明治維新まで世襲的に支配されたにも拘らず、牛飼村は一村として団結を失っていないのである。これらの村の調査を通じて知られることは、近世の村が、ほゞ室町時代に、在地豪族を中心にして成立し、それが如何に近世に分割支配されても一村としての団結を失わない程に、強固な村民意識が形成されていたと云うこ

とである。山上村地頭衆の仕立をける山林とは、室町時代より戦国時代に、山上村領主であつた山上氏が仕立をいた山林が、五領主によつて受継がれたものであろう。絵図は、この外にも沢山残されているが、各々目的をもつて描かれている事が知られる。山境の争論のためには、山々と谷或は目印となる山ノ神などが主として描かれ、用水争には、川とそれから引かれた用水や井堰・土手・川沿いの林・田畑等が彩色で描かれている。

四 元禄年間争論

資料十 元禄四年四月

「乍恐言上口上書」

江州甲賀郡市原村

杣中村

一、今度牛飼村と山上村と山田之義ニ付出入仕候場所ハ山之神より上之義者塩野村山上村杣中村市原村四ヶ村立会山之堺目ニ而御座候 此度牛飼村と穿鑿仕候も右四ヶ村立会相談之上ニ而可仕義ニ御座候所ニ三ヶ村ヘハ一応之届も無御座山上村杣中村として引請公事仕候義 四ヶ村山ヲ山上村ヘ取込可申工ニ而御座候かと奉存候 此度之出入ハいか様ニ被為仰付候共場所堺目之義 四ヶ村立会山ニ紛無御座候 後日ニ相違無御座様ニ被為仰付被下候ハ在難可奉存候 己上

市 原 村 惣 中

杣 中 村 惣 中

元禄四年 未卯月十三日

御 奉 行 様

資料十一 元禄四年八月

「乍恐御訴訟口上書」

御 下

江州甲賀郡

杣中村市原村惣百姓中

相手 山上村惣百姓中

一、当春市原村杣中村塩野村山上村四ヶ村山と牛飼村山と境目ニ少田地之候 此義ニ付公事仕候て右四ヶ村立合相談之上、可仕処、三ヶ村ヘハ一応之届も不仕 山上村杣中村として申分仕義ハ、四ヶ村山ヲ山上村ヘ取込可申工ニテ牛飼村と山上村と出入致候ニ付 則右両村市都御郡代様ヘ罷出候節 市原村杣中村よりも 絵図訴状相添差上御郡代様御前ヘ罷出四ヶ村立合山之様子具ニ申上候処 山之立場境目之義被為聞召分往古之通ニ当四月二十一日ニ被為仰付相済申候御事

一、右之通 山境目場所埒明申処ニ又茂、山上村公事工致し往古より在来候はげの尾ニ堀切在之際目ほりつづし杣中村斗を相手ニ致し不謂義とも申候ニ付、其段御断申上候処、双方御前ニテ四拾壹ヶ年以前ニ江戸御奉行様御済被為成候節 山上村杣中村ヘハ渡し被為成候相絵図迄御覽被為成北ハはげの尾堀切、南ハ焼尾限りニ境目立会之場所紛無御座候ニ付、被為聞召分際目立場往古之通ニ被為仰付候事、

一、四拾壹ヶ年已前ニ杣中村と山上村と内山立場之義ニ付、公事仕候節、江戸御奉行様小出伊勢守様水野石見守様五味備前守様 山之御見分ニ御立被為成候而近江之百姓共被為召出山々様子御尋被為成候 市原村よりも庄屋肝煎罷出山上村と杣中村論所と四ヶ村山境目と往古より北ハはげの尾堀切 南ハ焼尾限り之様子具ニ申上候ヘハ御奉行様御覽被為成 北ハはげの尾堀切 南ハやけ尾限り紛無しと被為仰 則江戸御奉行様より御渡し被下候相絵図ニも右二ヶ村之論所山より外之山ハ無御座候御事、

近世農村に於ける入会山の問題

一、往古より山上村内山四ヶ村山之境目紛無御座候処ニ当七月七日之頃 市原村谷七郎と申者焼尾平子ニ而草刈候而山上村より大勢罷出刈草ヲけちらし籠打破り候ニ付、市原村より山上村へ以使様子相尋申候へハやけ尾ハ山上村内山なとと新規成押領申自今以後草柴からせ申間敷と申義 迷惑千万ニ奉存候御事、

一、北ハはけの尾堀切 南ハ焼尾限り西南方塩野村山上村柚中村市原村四ヶ村立会山ニて御座候所ニ山上村公事工仕塩野村へハまつかまい不申 市原村柚中村壱ヶ村つつへ公事ヲ仕掛相手ニ致し四ヶ村山ヲ壱ヶ村つゝ申かすめ山ヲむさほり取可申工ニて御座候御事、

右之通 御慈悲ニ被為聞召分往古之山境目立場相違無御座候処ニ被為仰付下候ハ、在難可奉存候 以上

元禄四年 未八月

柚中村 惣百姓中

市原村 惣百姓中

御奉行様

資料十二 年月不明 「覚」 (註 元禄四年四月のそれに関係あるものか。)

一、今度牛飼村と四ヶ村之山之儀ニ付出入出来仕候 右四ヶ村参会相談之上示合四ヶ村内法度相定申条々

一、御公儀へ罷出諸事申分仕候内、若申そんし仕何様之科に被仰候共 四ヶ村一同ニ相働壱ヶ村としてひきよう成儀仕間敷候事、

一、万一籠舎出来仕候共 諸事入用四ヶ村一同ニ出シ可申事、

一、何方へ参候共路銀ニ宿払之儀ハ銘々之村切ニ可仕事、

一、四ヶ村参会仕候時、少々酒之儀角別 昼食ニ而も仕候時ニハ四ヶ村割符ニ可仕事、

一、四ヶ村参会之上 帳紙其外若入用入りて四ヶ村割符可仕候事、

一、右之通 示合申上候 何れ之村より御公儀様へ御出被成御申分被成被下候共 思召入之程無ゑんりよ御申上可被下候事、

一、両山ニ而松之木老本ニ而も刈取不申候様ニ毎年八月之掟文村々ニテ、又、役人中八月ニ立会堅ク神文可仕候事、

一、後日ニ至テ松之木大分しがりゑた打仕候て四ヶ村相談之上ニテ両分ニ付可申事、

一、市コノ山之内ニ松木立置川へ砂出不申様ニ仕候様ニと御公儀様より被仰付候ニ付右之通相究申候

資料十三 元禄六年六月二十四日

「乍恐御訴訟」

御下

江州甲賀郡柚中村

市原村 惣百姓中

相手 山上村御領私領入組惣百姓中

一、去ル未 (註 四年) 春市原村柚中村塩野村山上村四ヶ村山と牛飼村山と境目ニ少田地御座候 此義ニ付土手仕候て右四ヶ村立相相談之上可仕処ニ三ヶ村へハ一応之届も不仕山上村壱ヶ村として公事仕義ハ四ヶ村山ヲ山上村へ取込可申工ニテ 牛飼村と山上村と出入致候ニ付則市原村柚中村御前様へ罷出候節、両村よりも絵図訴訟相添指上御前様へ罷出四ヶ村立会山之様子具ニ申上候処 山之立場境目之義被為聞召往古之通ニ相守可申と未ノ四月二十一日ニ被為仰付相済申候事、

一、右之通山境目場所埒明申候処ニ、又、御外山上村公事致し往古より在来のはけの尾ニ堀切在之際目ほりつづし杣中村斗を相手ニ致し不謂義とも申候ニ付、猪飼次郎兵エ様へ被双方四拾貳年以前ニ御江戸御奉行様御濟被為出候節山上村杣中村へ分渡し被為成候相絵図を御覽被為成北ハはけの尾堀切 南ハ焼尾限りに如何用立会之場所ニハ紛無御座候ニ付、被為聞召分境目立場往古之通ニ相守候様ニと仰付被為事、

一、四拾貳年巳前ニ杣中村と山上村と内山立場之義ニ付公事仕候節 御口上ノ御奉行様小出伊勢様 水野石見守様五味備前守様 山之見分ニ御立被為成候 隣郷之百姓共被為召出山ニ様子御尋被為成候 市原村よりも庄や肝煎罷出山上村と杣中村と論所と四ヶ村山境目と往古より北ハはけの尾堀切 南焼尾限り之様子具に申上候ハ御奉行様御覽被為成 北ハはけの尾堀切 南ハ焼尾限り紛無之と被為仰付則相方へ御証文絵図御渡し被下候 然処ニ此度右御証文絵図御印之通り之外四ヶ村立会場所ヲ山上村内山ニ取込可申工ニて迷惑ニ御座候 乍恐此段御僉義被為成被下候ハ、在難可奉存候事、

一、北ハはけの尾堀切 南ハ焼尾限り 西南方四ヶ村立会山之御座候所ニ山上村土手工仕塩野村へハまつかまい不申、杣中村市原村壱ヶ村つゝ申かすめ四ヶ村山ヲむさほり取可申工仕候事、右之通御座候所ニ去年市都御郡代様之時節 杣中村市原村被為召出候テ黒印之内へ様々立込申間敷候と被為仰付候 然処ニ山上村之者共へ願之外四ヶ村山ヲ□□被為仰付候などと御氣難□□□□押領申かけ迷惑千万ニ奉存 先規之通被為仰付被下候ハ、在難可奉存候 以上

元禄六年六月二十四日

資料十四 元禄六年七月 「口書覚」

一、今月七日之朝四ヶ村立合山之内字屋け尾の谷山へ市原村より清右エ門兵助与兵エ重兵エ孫兵エ猪右エ門長兵エ孫右エ門孫太郎と申者九人朝草苅ニ罷出道ニテ加藤佐渡守様御下之百姓老人堀田河内守様御下之百姓老人出合候故ニ罷越候御事、

一、右山之内字さぶ谷山へ杣中村之者朝草苅ニ参り候所ヲ山上村之衆中打かゝり御来り候而杣中村之者共ヲ打擲被致候由ニ而五つ時分ニ兩かこへ聞へ申候ニ付、我々共も山のみねへ上り見申候得は山上村之衆中 杣中村之者共ヲ擲伏置 みねへ逃ケ上り被申候義 我々共も右之もの共ニ みねニ而追申候処 山上之もの共申候ハ、これは何者ニ候と被申候ニ付 我々ハ市原村之者と申候得は、其通ニテ立のき被申候。杣中村之衆中たゞきふせ有之候ヲ介抱いたし居被申候ニ付立寄 笑止成事と申少時見舞罷歸り申候御事、

右之もの共之外右立合山へ老人も参候もの無御座候。たゞき合候場所ハ山之尾壱つへたて御座候故、其様子存不申候。勿論人をたゞき候儀もたゞかれ候と申事も無御座候 其旨偽り不申上候自然今後隠置後日ニ相知れ候ハ、何様之曲事ニも可衣仰付候 為後日之庄屋年寄書判以如件

元禄六年酉ノ七月八日

市 原 村

庄	や	八	兵	エ	印
年	寄	久	太	夫	印
山草苅人		清	左	エ	門
同		孫	太	郎	印
同		孫	右	エ	門
同		兵		助	印
同		与	兵	エ	印
同		重	兵	エ	印

近世農村に於ける入会山の問題

同 孫 兵 五 印
同 猪 右 五 門 印
同 長 兵 五 印

資料十五 元禄十年六月 (註 市原村山道についての争論の資料)

「乍恐御訴訟口上書」

江州甲賀郡平岡四郎左エ門下

御殿様御下其外御入組相手塩野村同山上村、

- 一、然者市原村山道と申ハ塩野村山上村領内ヲ通申候則此道往還ニテ御座候御事、
 - 一、先御代官猪飼次即兵衛様御代ニかつたい山崩レ砂浜之儀ハ木ノ根をほり取候事御公儀様より御法度と被為仰付 其通り相守罷有候 其外盗人之儀ハ其時々之御代官様より御法度被為仰付候ニ付 毎年村中八月ニ神文ニ而吟味仕罷有候御事、
 - 一、右者百姓山内ニ而刈来リ候山之儀ニ御座候得は少々所々に を兆松御座候を往古より柴にま志りかり来リ申候 然処ニ塩野村山上村両村より先月ニ新法を工ミ申 松茂等築ニましり候而もかり候ハ、他領之者に而御座候共此 領内通し申間敷と新法之割札ヲ立置留被申候 加様之儀ハ乍恐押領同様ニ存迷惑ニ奉存候御事、
- 右両村江申候ハ新法之割札めいわく仕候間引取申候へと度々 夫ヲ以申候得共一円承引不被致候乍恐両村ヲ被為召寄先例之通ニ被為仰付可被下候ハ、甚難有可奉存候 以上、

甲賀郡平岡四郎左衛門下

訴訟人 市原村 庄屋 与 兵 衛
年寄 作 右 衛 門

元禄十年丑ノ六月

鳥居播磨守様御内

御奉行様

資料十六 元禄十年七月二日

「乍恐御訴訟書奉指上ケ候」

平岡四郎左衛門御代官所

甲賀郡市原村

- 一、市原村塩野村山上村柚中村立会草山之儀 古来より四ヶ村相談ヲ致シ来候処ニ当五月ニ市原村江相談も無之塩野村山上村より右山之儀ニ付、札抗立申候間 新法之儀ニ御座候故 右之札抗ぬき候様ニと右両村江断申候得は、山上村は先抗ぬき取申候処ニ、塩野村未札抗ぬき不被申候間 塩野村衣召出右之札抗ぬき取候様ニ被為仰付可被下候 右山之儀は四ヶ村立会殊に市原村之儀は山元ニ而御座候ニ付少し之儀茂大事ニ奉存御訴訟申上ケ候 以上

甲賀郡 市原村

庄屋 与 兵 衛 印
年寄 作 右 衛 門 印

元禄拾年丑ノ七月二日

鳥居播磨守様 御内

御奉行様

資料十七 元禄十三年三月

「乍恐御訴訟口上」

市原村惣百姓中

青木 遠江守様

織田 図書守様

武嶋 宇右衛門様 御下相手山上村惣百姓中

拓植 六兵衛様

鳥居 播磨守様

一、松平玄蕃守様御知行之内高六斗三升ハ四ヶ村立会山之御年貢ニ而御座候 山上村四ヶ村立会山之境目 南ハ焼尾 北ハはけの尾則立会山之神御座候 此処より信楽境迄市原村御帳面之内紛無御座候 則三ヶ村より御年貢取立上納仕候御事、

一、廿四年以前巳ノ年ニ伊井玄蕃守様より新検御繩被為入候節 市原村山上村塩野村中村御案内仕則山上村内山と四ヶ村立会山と境目之儀 山之神よりはけの尾 南ハ焼尾限りニ紛無御座候 是より西南立会山之御案内仕御繩被為入則市原村御帳面ニ御印被下候 然処今度御役人替ニ付候ハ、細工致し右御繩之内字さぶ谷山を山上村之内山ニ境目をまぎらし取込工仕掛迷惑千万に奉存候御事、

一、去ル卯ノ年 中村と山上村と内山之論致し候ニ付、京都より御見使御下り被成候而御吟味之上近江ノ百姓共我々被為召寄山之様子御尋候ニ付、山境目之儀、四ヶ村立会ノ山之神より字はけの尾 南ハ焼尾 是より西南立会山ニ御座候而則市原村御帳面ニ慥ニ在之候由、具ニ申上候ヘハ山之神西南之儀今度之公事ニ者 少も争ひ無之と御意被成候処ニ、山上村之者共五拾年前中村と内山之論仕候御証文絵図御座候杯と無謂儀申かけ迷惑千万に奉存候御事、

右之通毛頭偽り不申上候 字さぶ谷山と申者大分之儀ニ御座候 殊ニ市原村之儀ハ内山も無御座近山之儀ニ御座候ヘハ如此押領被申掛候而者迷惑ニ奉存候 則中村よりも帳本之儀ニ御座候ヘハ連而御訴訟申上くれ候様ニと被申候 乍恐宜御了簡奉願度奉存候 以上

元禄拾三年辰ノ三月日

市原村 庄屋 与 兵 衛
 年寄 孫 兵 衛
 // 安 左 衛 門

吉川助左衛門様

元禄四年四月の「乍恐言上口上書」をみると、(資料十)四ヶ村山内の山田について、牛飼村と山上村との間に争論があり、それに対して、四ヶ村山の入相村である他の柚中村と市原村とから、四ヶ村山は四ヶ村の立会山であるから、それを牛飼村と四ヶ村の一村たる山上村との両村間で勝手に話合うのはけしからぬと文句をつけている。元禄六年の資料をみると、四ヶ村山と牛飼村との境目にある四ヶ村山内の田地に土手をするについて争論となつていたのである。市原村・柚中村の云い分によれば、山の神から上は、塩野村・山上村・柚中村・市原村の四ヶ村の立会山の堺目である。然るに、今度牛飼村は、右の四ヶ村山については四ヶ村立会相談の上で、決定すべきものであるのに、山上村のみにかけあつて他の三ヶ村へは一応の届出もせず、恰も山上村一ヶ村の所管の如くなして談合をとげているのは、その四ヶ村山を山上村へとりこめんとするたくらみであると思われる。此度の牛飼・山上両村間についての争論は、如何様に仰付けられようとも、四ヶ村の立会山である故に、後日に問題の起らぬように解決する事を仰付けられたい、と奉行所に訴訟しているのである。牛飼村は、天文年間から慶長年間にかけても、四ヶ村と争論に及び、山年貢を四ヶ村に五百文を納めて山林立入を許されている。こゝでも牛飼村は四ヶ村山林地について争論を起し、牛飼は専らに四ヶ村中の山上村のみを相手として談合をとげんとしている。或は、山上村と慣れあい談合の懸念のある処から、四ヶ村の中の市原村と柚中村とが之に抗議を申込んでいる。次の資料に

よつて御奉行とは市郡代で、四月二十一日に郡代の前で関係各村より訴状絵図を提出して解決している。

次の元禄四年八月の「乍恐御訴訟口上書」では、柚中村・市原村惣百姓が山上村惣百姓を相手にして訴訟に及んでいる。その要旨は、当春（四月）に、四ヶ村山と牛飼村山の境目に少しの田地がある。四ヶ村山であるから、四ヶ村立会相談の上で解決すべきものであるのに、三ヶ村へは何らの届出もせず、山上村壹ヶ村のみを相手としているのは、四ヶ村山を山上村へとりこめるたくらみの下に、両村のみで交渉している市原・柚中両村より其の不都合を訴訟し、関係村が御郡代へ参り絵図訴状を提出して郡代の前で、四ヶ村立会山の様子を具さに申上げた所、山の立場（たてば）境目のことを聞かれ、当四月二十一日に、昔の通りに仰付けられてその訴訟は解決した。

然るに、山上村は又も、問題をたくらみ、昔からあつた四ヶ村山と山上村山との境目の堀切の際目をほりつぶし、柚中村一ヶ村のみを相手として、山上村領分としようとしたので、甚だ不都合であるから郡代に申上げて、御前で、江戸奉行所より渡された慶安年間の先の判決状によつて、北ははげの尾堀切、南は焼尾限りで、境目立場は間違いないので、昔の通り仰付けられた。

山上村山と四ヶ村山の山境目について、山上村と柚中村が、かつて論争した場所については、慶安年間の江戸奉行の立会見分の上での裁決状によつて、はつきりと絵図にもよつて示されているので何ら紛らわしい所はないのである。然るに、当七月七日に、市原村谷七郎が、焼尾平子で草刈していた所、山上村から大勢やつてきて刈草をけちらし、籠をうち破つたので、市原村から山上村へ使をもつて、その理由をたづねたところ、焼尾は、山上村内山であるなどと新規勝手なることを申し、自今以後、草柴は刈らせぬ等と申すので、迷惑している。北は、はげの尾堀切、南は焼尾を限りに西南方は、塩野村・山上村・中村・市原村四ヶ村の立会山であるのに、山上村は、塩野村へは全く話合もせず、市原村・柚中村と壹ヶ村づゝへ交渉して、四ヶ村山を申しかすめ、山をむさぼり取らんとする計画である。この点を聞きあげられて、山境目立場を昔の通りに仰付けてもらいたいと云うのである。

これをみると、四ヶ村山の入会山の麓に各村の村山或は百姓林又は山田等があり、その境目には堀切や立場（境目通りに植えられた立木）が設けられて境界とされていた。各村々では、この入会山の境目を犯して、堀切をつぶして自領を広げ、或は立場の立木や下草を刈取つて自領であるようにし、そのために、境界争はたえなかつた。四ヶ村山との境目に関する事であるから、四ヶ村と相談すべきであるのに、一ヶ村づゝ相手にして、うまく有利に話をつけようと云うたくらみのあつた事が知られる。

地方落穂集卷十には、御林と百姓山の境には、「是は境通りに堀切有之ものなり」とし、この筋に水縄を引き、方角を振り、間・方角・初の所の字を帳に記すものであると述べている。或は、他村の例をみると、境界に塚を築立て境とし、又、境通りには立木を植え、この境目通の立木の伐材は禁じ、まして田畑に開くことは禁ぜられていた。

資料十二は年月不明であるが、元禄四年四月の牛飼村と四ヶ村山の間で争論のあつた際に、四ヶ村参会して、相談し示し合せて四ヶ村内の法度を定めた条々としての「覚」であると推定される。四ヶ村山の入会山定である。その条々の要旨は、一、御公儀へ出て諸事申しわけする場合に、申し損じてどのような科に仰せ付けられても、四ヶ村一同で共同でこれに当り、壹ヶ村として卑怯な事はしない事、一、万一籠舎（牢舎）の事となつても、諸事入用は、四ヶの一同で出しあう事、入費を出しあうと云う決めである。一、何方へ参つても、路銀と宿払は、銘々の村でもつこと。一、四ヶ村参会の際の少々の酒食事は、四ヶ村割符の事、一、参会の帳紙やその他の入用は四ヶ村で割符とする。一、右の如く申合せたので、何れの村から、役所へ召出されても、遠

慮なく申上げる事。一、両山にて、松ノ木壹本でも刈とらぬように毎年八月に掟文を村々で、又は、村役人中で、八月に立会、堅く神文（神前起誓文のことであろう）すべき事。一、後日、松の木が大分繁りたる時は、枝打して四ヶ村で相談の上で両分する事。一、いちこの山の内に、松の木を植えをき、川へ砂の出ないようにせよと役所より申された事は、そのようにする事と云う四ヶ村の定めである。

山論で敗訴すれば、非道の方は、過銭を出さねばならぬのが当時一般の慣行である。敗訴となり罪科に処せられて多くの費用を要するようになっても共同負担すると云う申合である。また、両山では松の木一本でも刈取らず松の木の繁る時をまち、繁茂してから枝打して分けあうと云う。また領主より申渡された防砂林は伐り荒さぬと云う申合せも含まれている。牛飼村は四ヶ村を一緒にしてはかなぬので、一ヶ村づゝ交渉して申しかすめる方法をとつたので、愈々四ヶ村の結束の必要が感ぜられたのであろう。

元禄六年六月の「乍恐御訴訟」（資料十三）では、御領、私領の入組んでいる山上村惣百姓を相手にして、柚中村・市原村の惣百姓から訴訟している。訴訟文は、過去の事件から説明する。去る元禄四年四月に、四ヶ村山と牛飼村山の境目の少しの田地に土手をするについて、牛飼村と山上村との間に争論があり、市原村と柚中村とから訴訟して、その四月二十一日に済み状が渡され、山境目場所の問題は埒明いたのに、又、山上村から問題を起し、昔からあるはけの尾の堀切の際目をほりつぶし、柚中村のみを相手にして決せんとしたので、猪飼次郎兵衛様（幕府の代官）に訴えたところ、境目立場は昔の如く守るようと申渡された。

四十二年前の慶安年間に、山上村と四ヶ村山の境目について争論があつて奉行所より証文と絵図が渡されているのに、山上村は、再び御証文の絵図の御印の通りに境界を守らずに、四ヶ村立会場所に土手をつくり、山上村内山にとりこめんとたくらんでいる。山上村は、山境はあつさり決定されているのに、四ヶ村山内に土手をつくり、壱ヶ村づゝ話をつけて、四ヶ村山をむさぼりとらんとたくらんでいるものと思われる。先例の通り守るように仰付けられたいと申し述べている。各村は、四ヶ村立会山を少しでも自分の村山に組入れようとして、他村から文句を云われて、一ヶ村毎に話をつけて少しでも自村に有利にしようとしている様子が知られる。

元禄六年七月の「口書覚」（資料十四）は、山上村と柚中村及び市原村との対立は愈々はげしくなり、山上村のものが柚中村のものをたゞと云う事件が起つた。七月七日の朝、四ヶ村立会山の内、字焼け尾の谷山へ、市原村から清右エ門、兵助等九人が草刈に出たところが、道で加藤佐渡守支配下の百姓一人、堀田河内守支配下の百姓一人に出会つた。右の山の内、字さぶ谷山へ柚中村の者が、朝、草刈に参つたところを、山上村のものが打ちかゝつて、柚中村のもの共を打つたと申されて、五つ時分に、両村のものへ申してきたので、我々共も、山のみねへ上つてみた所が、山上村のものが、柚中村のものを打ち伏せて峰へ逃げ上つた。我々も、右のもの共を峰で追いかけた処、山上のものどもが申すには、何者であるかと問うたので、市原村のものであると答えたら、そのまゝ立退かれた。柚中村のもので、たゞきふせられている者を介抱していたので、立寄つて、「笑止成事」と申して、暫く見舞つて帰つた。右の者どもの外は、立会山へ壱人も参つたものはない。たゞき合つた場所は、山の尾一つ距てているので、その様子は知らない。勿論、我々（市原村のもの）が人をたゞきたる事も、たゞかれたる事もない。その旨、偽り申さない。後日、偽りのあらわれたる場合は、如何様なる処罰も御受すると、庄屋・年寄・山草刈人九名連署で書判している。

柚中村のものが、山上村のものにたゞかれ介抱されていた事は確實だが、市原村のものは、人をたゞきも、たゞかれもしていない、と申したてゝいる。山上村と柚中村との対立感情の激化していた事が知られる。

元禄十年六月の「乍恐御訴訟口上書」（資料十五）は、市原村山道についての争論である。市原村のものが、塩野村・山上村領内を通つて四ヶ村山へゆく市原村山道の所々にはえた ちをちよう松を伐りとつて帰らんとしたところ、塩野村と山上村のものが、柴に松の枝がまじつていても、この領内を通行させることは出来ぬと云う勝手きわまる制札をたてて妨害するので甚だ迷惑である。市原村山道の松の木の如きは、昔から少々柴にまじり伐り取つているので、先例の通りにするように仰付けられたいと云う訴訟である。この訴訟は、市原村の云い分であつて、他村、塩野村や山上村からすれば、四ヶ村申合せで禁じている松の木を薪に伐りとつてくる市原村のものゝの行為は四ヶ村定を犯すものと考えたものであろう。

この問題は、尚、解決されず、元禄十年七月二日の、「乍恐御訴訟書奉指上ヶ候」（資料十六）と云う訴訟となつている。市原・塩野・山上・中中立会の草山のことは、昔から四ヶ村相談をして、万事とりきめてきたのに、当五月に市原村へは何の相談もなく、塩野・山上村の方で右の山のことについて、勝手なる札杭をたてたので、勝手すぎる新法であるから、その札杭を抜きとるようと両村へ申入れた。山上村は札杭を抜いたのに、塩野村は未だに抜きとらずにいるので、塩野村を召し出し、札杭を抜きとるように仰付けられたい。右の山は、四ヶ村立会の山で、殊に、市原村は山元であるので、少しのことで大事をとり訴訟申上げると、庄屋・年寄らが鳥居播磨守内御奉行所へ訴訟している。市原村が、この四ヶ村山の山元である事を明らかにしている。

四ヶ村山と山上村との境界についての争論は、再び繰返される。元禄十三年三月の「乍恐御訴訟口上」（資料十七）は、市原村庄屋・年寄連署で、山上村惣百姓を相手どつて、吉川助右エ門に訴訟している。当時の山上村の五領主の名が、そこにみられる。市原村の領主は、旗本松平玄蕃守である。松平玄蕃守の知行所の内、高六斗三升は、四ヶ村立会山の山年貢で、市原村が三ヶ村より年貢を取立て、上納しているところである。山上村と四ヶ村立会山の境目は、南は焼け尾、北ははけの尾、則ち、立会の山の神のある処である。こゝから信楽境までは市原村御帳面の内にまぎれなく、他三ヶ村より年貢を取立てて上納している。二十四年以前に、即ち、延宝五年の井伊玄蕃守（彦根藩主）による延宝の新検地の際に、市原・山上・塩野・中村が御案内して、山上村内山と四ヶ村立会山と境目については、山の神より、はけの尾、南は焼尾限りに相違ない。是より西南立会山の御案内をし、御縄入れられ、市原村御帳面に御印をされた。然るに、今度、御役人替となるについて、細工をして、御縄の内、字さぶ谷山を山上村の内山にと境目をまぎらし取り込めんとたくらみ、迷惑千万である。去る卯の年（元禄十二年か）中村と山上村と内山の争論の際に、京都から御検使が下られて、御吟味の上、我々を召しよせられ、山の様子を尋ねられたので、山境目は、四ヶ村立会の山の神より字はけの尾、南は焼尾、是より西南が立会山であつて、市原村の帳面（検地帳）に記載されている事を具に申上げたところ、山の神西南の山は、四ヶ村山であること明白なので少しも問題にならぬと申されたるに、山上村の者どもは、五十年以前に（慶安年間に）中村と内山について争論した際の、証文・絵図などがあるとして、理由のない事を申されるので迷惑である。殊に市原村は内山もなく、近山のことゆえ、かく押領申しかけられては、迷惑であるから、市原村は四ヶ村山の帳本でありするので、中村も連印で訴訟すると云うのである。四ヶ村山は、旗本・松平玄蕃守の知行所で、高六斗三升を四ヶ村で上納する事になつており、市原村は松平玄蕃の所領であるので、その四ヶ村山の帳本として、他の三ヶ村より山年貢を徴収して上納し、又、山の管理についても、特別の責任を負うていたようである。因みに、山ノ神は、各村ともに、自己の村の四境、特に山境に祀られていて、村の山境を守護する神として崇められている。現在でもこの山ノ神を祀るために、穢れのない村民が毎年交替で神主となり、其の当番の年は、家内中で潔斎して奉祀する習慣が行われている村々がある。

五 寶永年間の山論

資料十八 宝永元年八月、「乍恐奉願口上書」

甲賀郡市原村惣百姓中
同郡
相手 山上村惣百姓中

青木遠江守様御下
織田 図書守様御下
武嶋宇右エ門様御下
拓殖三之丞様御下
鳥井播磨守様御下

- 一、殿様御知行之内 六斗三升ハ四ヶ村立会山之御年貢ニ而御座候 山上村内山と四ヶ村立会之境目往古より南ハ焼尾 北ハはげの尾則立会之山之神御座候 此処より信楽境迄、市原村御地之内ニ紛無御座候 則三ヶ村より御年貢取立御上納仕候御事、
- 一、廿八年以前己之年新御檢地御繩被為入候節 市原村山上村塩野村中村御案内仕則山上村内山と四ヶ村立会山之境目之所ニ四ヶ村之山神より西南信楽境迄御繩被為入市原村御帳面ニ御印被為成候 然処ニ右御帳面之内字さぶ谷山を山上村内山江取込押領工ミ申かけ迷惑ニ奉存候。右之通偽り不申上候、字さぶ谷山と申候ハ、大分之義ニ御座候縁ニ市原村之義ハ内山も無御座候 取わけ市原村之義ハ帳本ニ付、山郷之村々より一道に御訴訟申上、今迄之如ニと違而被申此度京都御奉行様江御訴訟可申上様ニ乍惶被為仰付下候ハ、難在可奉存候 己上

宝 永 元 年
申ノ八月廿三日

市原村 庄屋 与 兵 五
年寄 作 右 五 門
同 孫 兵 五

大森次郎兵五様 本下

資料十九 「口上書之覚」(年月不明なるも宝永二年と推定される。)

甲賀郡市原村惣百姓中
同郡
相手 山上村惣百姓中

青木遠江守様御下
織田 図書守様御下
武嶋宇右エ門様御下
拓植三之丞様御下
鳥井播磨守様御下

- 一、松平玄蕃頭様知行所之内、堅二千八百八十間、横百五十間 此高六斗三升、四ヶ村立会山之御年貢ニ而御座候 山上村内山と四ヶ村立会之境目往古より南ハ信楽谷境 北ハはげの尾則立会山之山神御座候 此処より信楽境迄市原村御檢地御帳面之通ニ而御座候 則三ヶ村より御年貢取立御上納仕候御事、
- 一、廿九年前己之年御檢地御繩被為入候節 市原村山上村塩野村中村御案内仕則山上村内山と四ヶ村立会山之境目之所ニ四ヶ村之山神より西南信楽境迄御繩被為入市原村御帳面ニ御印被

近世農村に於ける入会山の問題

為成候 然処ニ右帳面之内字さふ谷山を山上村内山江取込ミ押領致し迷惑ニ奉存候。

右申上候通字さふ谷山と申ハ御檢地帳面ニ而御年貢御上納仕候山之内ニ而御座候処、山上村之者共、押領たくみ迷惑ニ奉存候 乍恐山上村之者共被為召寄往古之通り北ハはけの尾山の神をかきり南は信楽谷ノ境迄をかきり御慈悲ニ被為仰付被下候ハ、難在恭可奉存候 以上

資料二十 宝永二年四月六日付「乍恐謹而言上御本所入組」

訴訟人 江州甲賀郡市原村

相手 同郡 山上村

一、此度御訴訟仕候義者 杣中村塩野村山上村市原村右四ヶ村立会山御座候 然所ニ山上村之者共一味ニ申合古来より立会来候山境目ヲ紛敷申過候て子共若年之者共木草刈ニ参り候節境目ヲ我俣ニ改 山上村之山内ニ申偽り毎々さまたけ仕候へ共 其分ニ堪忍仕置候所ニ剩此度残り三ヶ村へ無断立会山之内立木共ヲ外村へ売払申候 我々早速見付山上村へ其段断申売不申候 御事、

一、五十年余以前ニ山上村中村式ヶ村内山之論被致候所、上より御見分被為成下早速出入相納則上より山内之絵図ヲ被為成下兩村江双載仕候 此山続之義ニ御座候ニ付、此度又立会之場所山上村之山内ニ取込押領申懸候 然共此御証文絵図御裏書 信楽道よりそぶく迄者道ヲかきりそぶくより南ニ筋引川切ニ印判ヲ押候所より南西者山上村之支配と御座候。只今山上村より申懸候ニハ兎角御判之在所より南西と申過候 則先年之御絵図之写中村より到来取置申候 此度指上申候本紙者兩村ニ御座候御事、

一、此山之義ハ松平玄蕃頭様御知行之内ニて御座候所、鳥居播磨守様御領地と申偽り我俣仕難義仕候御事、

一、塩野村ト申ハ、外ニ内山御座候ニ付、押領申被懸候ても、指当り難儀も無御座候 然共市原村中村兩村之者共者、外ニ内山少も無御座候 何共指当り難義ニ為申候此度絵図ヲ認指上ヶ申候 仰付仕候通北ハはけ尾南ハ屋け尾が谷と申境目より西南ハ四ヶ村立会之場所 立式千八百八拾間 横百五拾間之御帳面ニて則御年貢高六斗三升、四ヶ村ニ老粒も高下なく三ヶ村より私共村へ付被申候 私共村より松平玄蕃頭様江上納仕候 則私共村ハ此山元ニて御座候ニ付、御帳面ニ槩ニ印御座候 山上村より何角と度々押領申懸千万難義ニ及候 此義ハ兎角御地頭様入組之百姓共御座候故、何事も我俣申被懸何共下ニて可仕様も無御座候 乍恐山内之絵図ヲ指上ヶ御訴訟仕候 御慈悲ニ被為聞召分相手山上村之者共被為召出只今之通木草刈申様ニ被為仰付被下候ハ、有難奉存候 以上

市原村 庄屋 与 兵 二

同 惣 百姓 共

宝永貳年西ノ

四月六日

御奉行様

資料二十一 宝永二年四月 「証文之事」

一、今度四ヶ村立会山之義ニ付、当村より京都御奉行様へ目安指上げ山上村へ御裏判奉申候、就其塩野村杣中村致同心一同ニ御訴訟申上候 然上者塩野村ニハ内山御座候ニ付立会山内山之堺目証文仕置候 内山之境目ハ北ハ左谷之本口より川下ハ滝川限り左谷より東塩野村内山ニ紛無御座候 勿論内山之儀ハ不申及四ヶ村立会山之場所先規之通 永代平ニ少も違乱申間敷候 為後日今度市原村杣中村連印以て証文如件

市原村 庄屋

年 寄
柚 中 村 庄 屋
年 寄

宝永二年酉四月 日
塩 野 村 庄 屋
年 寄 中

資料二十二 宝永二年七月 「乍恐謹而言上」

松平玄蕃頭様下江州甲賀郡市原村百姓

相手 同郡 山上村

一、今度四ヶ村山と山上村内山境目之論之儀被為成御定候通相守り候 然共山上村之者共、我侬
=境目を改 四ヶ村山を大分取込迷惑=奉存御事
一、此山之儀去ル巳ノ年 御検地御纏入候時分 市原村塩野村中村山上村四ヶ村御案内仕字さぶ
谷、山之神より壺ノき戸迄、立式千八百八拾間 横百五十間 御請申則市原村御検地御帳面=
御印被為下 高六斗三升之内 松平玄蕃頭様御領地之内之山大分山上村江取込申候=付、御検
地御帳面之内御年貢不足=罷成我々まどい申迷惑奉存候御事、
右之通少も偽り言上不申上御慈悲=山上村之者共被為召出往古之通被為仰付被下候は在難可奉
存候 以上

江州甲賀郡市原村

庄や 与 兵 エ
惣 百 姓

宝永二年酉七月
御 奉 行 様

宝永年間の山論は、元禄年間の争論の継続である。むしろ元禄年間の争論につゞけらるべきものである。

宝永元年八月付の「乍恐奉願口上書」（資料十八）は、市原村惣百姓中から、山上村惣百姓中を相手にして、大森次郎兵エに訴えたものである。その内容は、元禄年間のとほぼ同じであるが、
一、山上村内山と四ヶ村立会の境目は、南は焼の尾 北ははげの尾限り、立会の山の神のある処から信楽境までは、市原村が年貢をとりたてて上納している。 一、二十八年前（延宝の検地）に、検地纏入れがあり、市原帳面に四ヶ村山の御印がある。然るに、さぶ谷山を山上村の内山にとりこめんとしている。右のさぶ谷山は、勿論、四ヶ村山の内である。市原は内山がないので四ヶ村山にのみ頼っているのであるから、それを山上村内山にとりこめられては困る。市原は四ヶ村山の帳本であるので願するが、京都奉行所に訴訟するように仰付けてもらいたいと云うにある。大森次郎兵エは、松平玄蕃(市原村領主)から派遣されている在村の役人であろう。村では陣屋と称している。

年次不明なるが、宝永二年と推定される「口上書之覚」（資料十九）は訴訟文ではないが、訴訟のための案文とも考えられる。要旨は、山上村内山と四ヶ村山との境目は明白であつて、延宝の検地の際にも検地に立合つて市原村帳面に記載されているのに、山上村は、検地帳面に四ヶ村山の内に記載されている字さぶ谷山と云う所を、押領をたくらんで山上村内山とせんとしているので、検地の時の通りに申付けてもらいたいと云うのである。こゝで明らかにされているのは、今まで問題となつてきていた四ヶ村山の広さが堅二千八百八十間、横百五十間と記載され、その山年貢が六斗三升と明記されている事である。百四十四町に当る。

宝永二年四月六日付の「乍恐謹而言上御本所入組」の訴状は、市原村が山上村を相手に奉行所に訴訟しているものである。先のと殆んど同様のものである。 一、四ヶ村山立会山について、山上

近世農村に於ける入会山の問題

村が境目をまぎらわし、境目を勝手に改めて、山上の内山だと偽つたる上に、あまつさえ、三ヶ村へは、無断で、外の村へ立木を売払つたので、申入れして売らしめなかつた。一、五十年以前に山上村と中村の境論のあつたときに、判定を下された証文・絵図があり、それによつて山上村支配の境は判定しているのに、御判のある処から、南西の処をもつて境のある所と主張するが、その証文・絵図写がある。一、この山は、松平玄蕃守の領地であるのに、鳥居播磨守の領地であると偽りを申し立てている。一、塩野村は、他に内山があり困らぬが、市原と柚中は、内山が外にないので困る。四ヶ村山の年貢は、市原村から他の三ヶ村よりあつめて松平玄蕃守へ上納している。市原はこの山元である。山上村より色々押領を申しかけられて困っているが、山上村は各地頭入組の土地で、解決し難いので、山内の絵図を指上げ訴訟する。山上村を召出され、今迄のように、木草刈るのみで、立木を伐材せぬように仰付られたいと奉行に訴えるのである。これによれば、山上村は五人の領主があつて、複雑で入組んでいて、簡単に話合が出来ないと奉行に訴訟している。尚、この四ヶ村山は、各村が木草刈る程度で、立木の伐材は、四ヶ村相談で伐木して売却すると云う規約になつていたので、山上村が単独で伐木して他村へ売払つていたのを見付けて売らしめなかつたとある。一般に、入会山の立木は云うまでもなく、草木についても、売買を禁じている所が多い。入会山の性格上、当然の事と思われる。

山上村との争訟について、他村との共同戦線をはる必要上、宝永二年四月付で、塩野村庄屋・年寄に、市原・柚中村の庄屋・年寄連署で、証文を与えている。それが資料二十一の「証文之事」である。今度、四ヶ村山のことについて、当村より京都奉行所へ目安指しあげ、山上村へ裏判を遣わすように願つた。それについて、塩野村・柚中村同心して共同で訴訟申上げた上は、塩野村には内山があるので、立会山と内山との界目の証文をしておいた。内山の境目は、北は左谷の本口から川下は滝川を限り、左谷から東は、塩野村内山に相違ない。云うまでもなく、内山、四ヶ村立会山の場所は、先例の如く、永久に相違はない。後日のために、市原・柚中連印で証文してをくと云うのである。

資料二十二の宝永二年七月の「乍恐謹而言上」の訴訟文は、すでに先年来、訴訟していた事が未だ解決されないものとみえ、改めて訟訟に及んでいる。内容は、先のもものと殆んど同文であるが、四ヶ村山のかなりのものが山上村山にとりこめられては、御検地帳面の内にある山年貢に不足となつて困るから、と云う理由をあげて訴えている。山林一町歩に、山年貢いくらと割合をもつて課せられているからであろう。

六 山年貢に関する資料とそれに伴う諸問題

費料二十三 延享三年寅 極月吉日 市原村

山年貢請取帳

請取申山年貢之事

高六斗三升之内

一、納米何升何合と銀何匁何分諸役入用共ニ

右者立会山之御年貢慥ニ請取御地頭様江御上納可申候。山入之錢者 前々之通りニ山中江立会末々迄互ニ支配可仕候 為後日依而如件

年 号 月 日

市原村 庄屋 小 兵 エ
年寄 藤 治 郎

山上村庄屋衆中

(註 これと同文のもので、塩野村庄屋衆中、及び中村庄屋衆中へ宛てたものがある。)

この資料によると、市原村は四ヶ村山の元村であるが、山年貢を市原・山上・塩野・中村で分担上納する事になつていたので、市原がそれを各村より徴収して、松平玄蕃守に上納する事になつてゐる。その際の請取帳である。各村は、上納米と役米、役銀を納める事になつてゐる。次の資料をみれば、明瞭になる。

資料二十四 寅とし（延享三年）

- 一、高六斗三升 免四つ三分五りん
 此取米 三斗貳合七勺 夫米口米村込米共
 五升三合三勺 役米
 \sphericalangle 三斗五升六合
 此割 三ヶ村ニ
 八升九合つゝ
- 一、三匁七分八りん 役銀
 此割 壹ヶ村ニ九分四りん五毛つゝ
 俵 柚中村より出ル

資料二十五 卯ノ年 山かた（註 延享四年）

- 一、高六斗三升 上納
 三升貳合七勺
 四升四合壹勺 役米
 \sphericalangle 三斗四升六合八勺
 此割 壹ヶ村ニ八升六合七勺つゝ
- 一、三匁八分 役銀
 此割 壹箇邑で 九分五厘宛
 俵 柚中村より取ル

資料二十六 辰年御物成（註 寛延元年）

- 一、高六斗三升
 此取米 三斗貳合七勺 夫米口米村込米とも 上納
 五升四勺 諸入用役米
 \sphericalangle 三斗五升三合壹勺
 此割 壹ヶ村 八升八合貳勺五才
- 一、銀三匁七分八厘 諸入用役銀
 此割 壹ヶ村ニ 九分四厘五毛
 俵 山上村より出ル

（註 以下殆んど同じで、俵は次は塩野村、その次の年は柚中村、その次は山上村と代つて行つてゐる。市原村を除いて、他三ヶ村が交替して俵を負担している。延享三年より享和二年成年まで凡そ五十七年間の山年貢の記録である。尚、享和二年十二月の分を掲載する。）

資料二十七 享和二年十二月日

- 成年 御物成
- 高 六斗三升
- 一、三斗七升八合 御上納役米共
 此割 壹ヶ村 九升四合五勺宛
 銀計 三匁七分

近世農村に於ける入会山の問題

此割 沓ヶ村ニ付 九分五りん宛

中村 俵立つ

享和二年十二月日

この資料と延享三年の資料と比較してみると、沓ヶ村八升九合づゝの上納が、九升四合五勺に多少増加し、銀は沓ヶ村 九分四厘五毛づゝが、九分五りんとなつているので、これはほぼ同じである。四ヶ村で三斗七升八合の上納米と銀三匁七分を出している。

資料二十四の寅年（延享三年）の例でみると、高六斗三升の中、四割三分五厘が免ぜられるので、五割六分五厘を、種々の租税をこめて納めねばならぬ。それが三斗五升六合となる。この上納の中、三斗貳合七勺が取米で、領主への上納米の外に、夫米・口米・村込米をも含めている。即ち領主への直接税の外に、附加税が含まれているわけである。この外に、五升三合三勺の役米、即ち村役人の役米を出さねばならぬ。故に、真に領主への上納分は、残り少いことになる。

資料二十八 文化十三年二月 「口上代」

一、山御年貢請取書 是迄ハ御公儀様江上納可仕旨相認め候得共 地頭所江上納致し候儀ニ付、筋違共、此度相改地頭所江上納可仕旨相認め候処、先例に相違候而ハ、御年貢相納候儀、不慮之旨塩野村被申候ニ付、貴殿方御挨拶ニ付、事済致し 去亥年御年貢是迄之通り儘ニ請取則地頭所江上納仕候 請取書ニ相成外ニ別心無御座候 為後日記書仍而如件

市原村 庄屋 五 兵 五

年寄 伝 左 五 門

文化十三年子二月日

杣中村

庄屋 文 吉 様

年寄 伝 兵 五 様

この資料は、市原村の庄屋・年寄から杣中村の庄屋・年寄にあてゝ出したものである。山年貢請取書は、これまでは、御公儀様へ上納すべき旨 認められていたのに、此度相改めて、地頭所へ上納すべき旨に、認めたる所が、それでは、先例と違うので、塩野村から年貢を納めた事が不確かとなる心配があると御挨拶があつたので、先例の通りに相済すことにした。去ル亥年（文化十二年）の御年貢は、是迄通り確に請けとり地頭所へ上納したので、請取書を差上げたので、別心のあるわけではない、と云うのである。資料二十三の延享三年の山年貢請取帳には、「御地頭様江御上納可申候」となつているが、或は、従前は、御公儀に御上納申すべく候とあつたのであろう。凡らくは、四ヶ村山は、旗本・松平玄蕃の知行所となつているので、従来は、公式文書では、幕府へ上納するような形式になつていたのであろうが、現実には、松平玄蕃への上納であるから、地頭へ上納すべきように公式文書を改めようとしたのに対して、塩野村から、かかる事にしては、違例となり、二重上納等の問題が起つてきては困ると心配したものであろう。地方凡例録によれば、村の入会山にも、山ヅカを本途並の年貢を出し、村高にするとある。この山高を出すには、旧例により、山稼から見積り納め來つた役米、其の村の免合等を見合せて、村高に直すと。又、場合によると、新検で古検に不足ある時は、古高を減ぜず、山稼をもつて新検を補い古検に合せ、本高に合せをくと。天文・慶長年間の資料では牛飼村は四ヶ村へ五百文を毎年十月中に納める事になつていたのに、何時の頃からか、その事がなくなり、延享以後の山年貢には、その事は全く出て来ていない。延宝の新検で、四ヶ村山高を六斗三升と見積つたものであろう。

結び こゝで論述してきた四ヶ村山の現状については、序論に於て述べたので、改めて述べる必要はないと思う。 以上